明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働五）　一

〔告　示〕
○標準旅行業約款の一部を改正する件（消費者庁・観光庁一）　一
○市の境界変更（総務一九）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務三三）　二
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一）　三
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同二）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同三）　三
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産二六二）　三
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二六三）　三
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二六四）　三
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（同二六五）　三
○商品先物取引法第百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京工業品取引所の上場商品指数の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可を行った件（経済産業三）　四
○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画を認可した件（国土交通六三）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同六四）　四
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同六五）　五
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同六六）　五
○浄化槽の型式を認定した件（関東地方整備局一九）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（同二〇～二二）　六
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（近畿地方整備局一五）　六
○登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（中国地方整備局三、四）　七

〔人事異動〕
法務省　財務省　防衛省　最高裁判所

〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）

〔資　料〕
閣議決定等事項　三
機械受注統計調査報告（平成二十四年十一月）（実績）（内閣府）　四
日本と世界の天候（平成二十四年十二月）（速報）（気象庁）　四

〔公　告〕
諸事項
官庁
埼玉県北川辺領土地改良区役員の退任及び就任関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　八
会社その他　九

省　令

○厚生労働省令第五号

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の施行に伴い、及び消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第六十八条第一項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百三十六条第三号ハ中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百二十一条」を「外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）第二条」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○消費者庁・観光庁告示第一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の三の規定に基づき、標準旅行業約款（平成十六年国土交通省告示第千五百九十三号）の一部を次のように改正し、旅行業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第八十九号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から適用する。

平成二十五年一月二十四日

消費者庁長官　阿南　久

観光庁長官　井手　憲文

募集型企画旅行契約の部第五条を次のように改める。

（契約の申込み）

第五条　当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。